平成２８年１月

【マイナンバー便乗詐欺に注意】

　マイナンバーの通知が開始された昨年10月以降、マイナンバー制度に関すること、マイナンバー制度に便乗した不審な電話などに関する相談が全国的に増加しています。

【相談】

・制度の手続きに便乗してお金を要求するもの　「マイナンバーカードの登録手数料にお金が必要」などといわれ、お金を要求された。

・情報流出があったとしてお金を要求するもの　「あなたのマイナンバーが流出している。登録を抹消するには第三者から名義を貸してもらう必要がある」などと電話があり、さらに別の者から「名義貸しは犯罪になって逮捕される」などと言われ解決するためのお金を要求された。

・個人情報を聞き出そうとするもの　「マイナンバー制度の導入に伴い個人情報を調査中です」と言われ、家族構成や年金受給者かどうか資産や保険の契約状況などを聞かれた。

【アドバイス】

マイナンバーの通知や利用手続きなどで、国や自治体、その他公的機関の職員が家族構成、資産や年金・保険の状況、口座番号などを電話などで聞くことはありません。不審な電話は、すぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。

万が一金銭を要求されても、決して支払わないようにしてください。

少しでも不安を感じたら、すぐにお近くの消費生活相談窓口か消費者ホットライン１８８（お住まいの消費生活相談窓口につながる電話番号で局番なしの１８８）または、警察相談専用電話＃９１１０（局番なしの＃９１１０）などに相談してください。

　………………………………………………

　「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせは、マイナンバー総合フリーダイヤル０１２０（９５）０１７８（無料）で受け付けています。